平成２５年（フ）第７２１号
堺市西区浜寺石津町東３丁６番13―108号
債務者　東　　吏香
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
和歌山県新宮市新宮3700番地の２　鴻田宿舎１棟102
債務者　須川　良雄
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第９６号
北海道苫小牧市元町２丁目１番８号　マルタケコーポ２階右
債務者　鳥村　昌彦
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９７号
北海道苫小牧市日新町３丁目２番３―401号
債務者　松山　由貴（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９８号
北海道苫小牧市沼ノ端中央６丁目11番19号　ハイツまるいＮＯ88―203号
債務者　出村　雄幸
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市春日町１丁目11番15―306号
債務者　千田　秀美（旧姓間嶋）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１０３号
滋賀県彦根市正法寺町14番地22
債務者　井上　博志
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第９０号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目58番18号
債務者　西村　慶子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地40　アルファー館203号
債務者　中元健一郎
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
宮城県岩沼市竹の里２丁目２番地の８
債務者　山中　喜春
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
福島県郡山市清水台２丁目９－６　エクレール清水台101号室、住民票上の住所福島県本宮市高木字赤木289番地８
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
群馬県桐生市川内町５丁目560番地の８
債務者　遠藤　正樹
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第７４号
群馬県みどり市笠懸町阿左美549番地６　メルシーＶ―201
債務者　関根　慶典
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第６０３号
千葉市緑区古市場町474番地98　古市場第２団地３棟208号
債務者　佐藤　洋美
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４３号
新潟市中央区長嶺町４番18号　ベルトピア新潟Ⅲ402号
債務者　池田由紀子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８３号
新潟市南区白根東町１丁目２番37号　栗山方、住民票上の住所新潟市南区上下諏訪木630番地
債務者　入倉　弓恵（旧姓栗山）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８６号
新潟市西区上新栄町５丁目９番８号、前住所新潟市西区真砂３丁目13番15号
債務者　山田　　晟
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
新潟地方裁判所民事部